

保育所入所申込関係書類

《必ず提出する書類》

- ①保育所入所申請書
- ②支給認定申請書

提出先：泉崎村こども支援課

泉崎保育所

のいずれかに提出してください

《必要に応じて提出する書類》

書類が必要になる場合		必要書類
①就労している場合	雇用主がある場合 (会社員・公務員・パート等)	就労証明書
	自営業の場合 (自営手伝いを含む)	就労証明書 と 就労状況申告書
②妊娠・出産前後の場合 (産前2か月、産後3か月以内)		母子手帳の写し
③保護者に疾病・障がい等があり、就労・育児等が 困難な場合		診断書 又は 医師の意見書
④災害復旧中である場合		り災証明書
⑤求職活動中の場合	就職が内定している場合	就労証明書
	就職先が未定の場合	誓約書兼求職活動 報告書
⑥就学中の場合		在学証明書

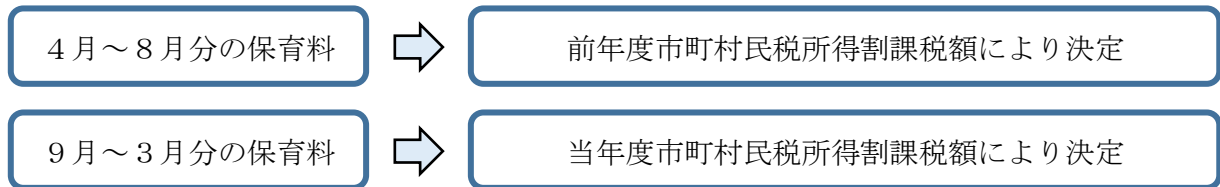
※利用申込後に状況が異なった場合には、再度現在の状況を証明する書類を提出してください。

※提出された書類はお返しできません。

保育料について

保育所保育料は、国で定める基準を限度として市町村が定めることとなっています。保育料の算定は、市町村民税所得割課税額により決定されます。また、保育料は9月で切り替えが行われます。

【保育料切り替え時期】



階層区分	階層基準	3歳児未満		3歳児以上	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護	0円	0円	0円	0円
第2階層	非課税	0円	0円	0円	0円
第3階層	村民税均等割のみ	10,000円	9,800円	6,000円	5,800円
第4階層	村民税所得割課税額 48,600円未満	11,500円	11,300円	7,500円	7,300円
第5階層	村民税所得割課税額 63,000円未満	17,000円	16,700円	13,000円	12,700円
第6階層	村民税所得割課税額 97,000円未満	21,500円	21,100円	16,500円	16,200円
第7階層	村民税所得割課税額 169,000円未満	30,000円	29,400円	23,000円	22,600円
第8階層	村民税所得割課税額 301,000円未満	34,500円	33,900円	24,000円	23,500円
第9階層	村民税所得割課税額 397,000円未満	35,000円	34,400円	24,000円	23,500円
第10階層	村民税所得割課税額 397,000円以上	36,000円	35,300円	25,000円	24,500円

- ・ 保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）の2つに区分されます。
- ・ 入所児童と生計を同一にしている父母の村民税額（村民税所得割額）を基に階層区分を認定します。
- ・ 村民税所得割額の算定では、住宅借入金特別控除額、寄付金税額控除額、配当、外国税額控除などの適用はありません。
- ・ 令和9年4月1日現在の年齢により決定します。年度途中で誕生日を迎えても、その年の年齢区分は変わりません。
- ・ 要保護世帯（母子・父子・障がい）で所得割額が（77,001円）未満の世帯は、軽減措置があります。詳細は、担当までお問い合わせください。